

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和2年10月2日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 熊谷 昌司

1 工事概要

- (1) 工事名 三沢防衛事務所外(2)照明設備更新工事
- (2) 工事場所 青森県三沢市
- (3) 工事内容 以下に掲げる電気設備工事を行う。
 - ・三沢防衛事務所庁舎の蛍光灯照明器具をLED照明器具に更新
 - ・三沢従業員宿舎の階段通路誘導灯をLED照明器具に更新
- (4) 工期 令和3年3月15日まで
- (5) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の

記3の等級・総合審査数値欄の等級)が「C」以上であること。

- (5) 平成17年度以降入札公告日(令和2年10月2日)までに、元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。)

・電気設備工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で評定合計が65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。(個別の工事に応じて、工事種別に明示すること。)

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア 2級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者である。

イ 平成17年度以降入札公告日までに、次の要件を満たす工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)

・電気設備工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 東北防衛局が発注した「電気工事」のうち、平成30年度及び令和元年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定合計の平均が65点以上であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

- (11) 青森県内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号
東北防衛局総務部契約課
TEL 022-297-8296
FAX 022-297-8241

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和2年10月2日から令和2年10月15日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類：PDF（Acrobat DC形式以下）

図面類：PDF（Acrobat DC形式以下）

申請書類：Word（2016形式以下）及びExcel（2016形式以下）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期間等

ア 提出期間 令和2年10月2日から令和2年10月15日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

なお、紙入札方式による場合は、正午から午後1時までの間を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし最終日は正午までとする。

イ 提出場所 紙入札方式による場合は、(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書及び技術資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の提出期間等

ア 提出期間 電子入札システムによる入札の場合は、令和2年10月27日から令和2年10月29日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午までとする。

紙入札方式による場合は、令和2年10月27日から令和2年10月29日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

イ 提出場所 紙入札方式による場合は、(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和2年11月4日午後1時30分

イ 開札場所 東北防衛局5階電子入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁東北防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の

- 3) 以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は、入札説明書による。